

◆両市町の地方税の現状

	益 城 町	熊 本 市
個 人 市（町）民税	○税率 ・均等割 標準税率（3,000 円／年） ・所得税 標準税率（6％） ○非課税基準 ・均等割 所得金額≤28万円×（扶養数＋1） ＋加算額 16.8 万円 ・所得割 所得金額≤35万円×（扶養数＋1） ＋加算額 32 万円	○税率 ・均等割 標準税率（3,000 円／年） ・所得税 標準税率（6％） ○非課税基準 ・均等割 所得金額≤31.5万円×（扶養数＋1） ＋加算額 18.9 万円 ・所得割 所得金額≤35万円×（扶養数＋1） ＋加算額 32 万円
固定資産税	標準税率（1.4％）	
都市計画税	課税なし	○税率 0.2％ ○納税義務者 市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者 ○課税標準 固定資産の基準年度の価格（土地・家屋）
法 人 市（町）民税	○税率 ・均 等 割 標準税率 ・法人税割 標準税率（12.3％）	○税率 ・均 等 割 制限税率（標準税率×1.2） ・法人税割 制限税率（14.7％）
事業所税	課税なし	○税率 ・資 産 割 1㎡につき 600 円 ※総延床面積が 1,000㎡を超える事業所 ・従業者割 従業者給与総額の 0.25％ ※市内の合計従業者数が 100 人を超える事業所
税の納期	・軽自動車税 5月1日～同月31日 ・町民税（個人町民税） 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日 ・固定資産税 第1期 5月1日～同月31日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 12月1日～同月25日 第4期 2月1日～同月末日	・軽自動車税 5月1日～同月31日 ・市民税（個人市民税） 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日 ・固定資産税 第1期 5月1日～同月31日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 9月1日～同月30日 第4期 12月1日～同月31日

益 城 町	○水道料金（消費税抜き、簡易水道も同一料金体系）					
	・基本料金 8 m ³ まで 960 円・従量料金 8 m ³ を超える 1 m ³ につき 120 円 ※メーターの口径に関係なく基本料金は、同一					
熊 本 市	○上水道料金（消費税抜き）					
		基本料金		従量料金		
	口径	10 m ³	11 ～ 20	21 ～ 30	31 ～ 40	41 以上
	・ 13mm	1,050 円	135 円	160 円	185 円	220 円
	・ 20mm	1,390 円		〃		
	・ 25mm	1,840 円		〃		
		0 m ³	1 ～ 50	51 ～ 100	101 ～ 500	501 以上
	・ 40mm	3,850 円	220 円	240 円	260 円	290 円
	・ 50mm	8,350 円		〃		
	・ 75mm	14,850 円		〃		
	・ 100mm	25,600 円		〃		
	・ 150mm	55,000 円		〃		
熊本市はメーター口径別基本料金と段階別従量料金を採用している。一方、益城町はメーターの口径に関係ない基本料金とし、基本水量を超える料金は一律 120 円 / m ³ （税抜き）としている。						
一般的な家庭（口径 13mm）の使用量（約 20 m ³ ）では同額となる。						

◆両市町の水道料金の現状

- ・かん養域保全事業
- ・新世紀漱石の森づくり事業

協議第二十五号

水道関係事業について（現状左表参照）

- ・水道料金については、5年の経過措置を設け、その後熊本市の料金体系に統一する。

協議第二十六号

電算関係事業について

- ・基幹系システム、情報ネットワークシステムについては、熊本市のシステムに統合する。